

処分事案一覧（令和7年度）

被処分者	処分の程度	処分年月日	事件概要
市町村立小学校教諭 (県北地区 30代 男性)	戒告	R7. 4. 18	所有する自家用車の車検証の有効期限が令和6年7月30日(火)、自動車損害賠償責任保険の有効期限が同年8月26日(月)であったにもかかわらず、更新手続きを失念し、令和7年3月4日(火)まで、それぞれが有効期限切れの状態 で自家用車を運転したものである。
県立高等学校教諭 (いわき地区 60代 男性)	戒告	R7. 7. 18	令和7年4月から同年6月上旬にかけて、担任を務めるクラスの男子生徒1名 に対して、提出物について指導した際などに、頭頂部を平手で叩き、同生徒に精 神的苦痛を与えたものである。
市町村立中学校教諭 (県北地区 50代 男性)	戒告	R7. 7. 18	顧問を務める部活動が全国大会に出場することになった際、出場選手を対象と した市町村からの激励金について、令和5年度及び令和6年度の2回、申請先の 市町村から交付されたにもかかわらず、校内での処理を適正に行わなかったとと もに、激励金を保護者に渡すことを令和7年2月まで失念したものである。
県立高等学校教諭 (県中地区 20代 男性)	免職	R7. 11. 14	令和7年7月31日(木)午後6時30分頃、郡山市内の商業施設の女性用ト イレに侵入して個室の女性を撮影しようとし、同年9月16日(火)午前9時 55分に建造物侵入の容疑で逮捕され、同年9月26日(金)罰金10万円の略 式命令を受けたものである。
県立高等学校実習助手 (県北地区 50代 男性)	減給1月	R7. 11. 14	令和7年8月5日(火)午前10時30分頃、私用のため自動二輪車を運転 中、指定速度時速50キロメートルのところを時速86キロメートルで走行し、 時速36キロメートルの速度超過で速度違反取締中の警察官に検挙され、令和7 年10月8日(水)罰金6万円の略式命令を受けたものである。
県立高等学校 特定会計年度任用職員(非常勤講 師) (20代 男性)	免職	R7. 12. 25	令和7年10月、被害女性が18歳未満であることを認識しながら、同女性に わいせつな行為を行ったものである。
市町村立小学校校長 (県北地区 50代 女性)	停職12月	R7. 12. 25	令和7年10月15日(水)の勤務時間中、勤務校の校長室において、自宅か ら持参した缶入りのアルコール飲料を飲酒した。また、10月15日以前から、 職員会議やPTA総会で居眠りするなど職務を怠り、服務監督者である市町村 教育委員会から、勤務態度について繰り返し指導されていたにもかかわらず、是 正されなかったものである。
市町村立中学校教諭 (会津地区 20代 男性)	免職	R8. 2. 6	令和7年11月下旬から同年12月9日(火)にかけて、盗撮目的で勤務校の 男性用トイレの個室に侵入して小型カメラを設置し、同個室内を使用していた 被害者の様子を撮影して記録した。これらにより、12月26日(金)、刑法違 反(建造物侵入)、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された 性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律違反(性的姿態等撮 影)及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等 に関する法律違反(児童ポルノ製造)の罪で略式起訴され、同日付けで罰金70 万円の略式命令を受けたものである。
市町村立学校特定会計年度任用職員 (県中地区 40代 女性)	戒告	R8. 2. 6	令和7年4月11日(金)午後2時20分頃、私用のため自家用車を運転中、 郡山市内の県道において、前方不注意により、前方から走行してきた自転車が右 折して道路を横断したことに気付くのが遅れ、自転車右前部を同時転写に衝突さ せ、同自転車両輪を破損させるとともに、同自転車の運転手に重傷を負わせたも のである。
市町村立学校主事(臨時的任用) (南会津地区 30代 男性)	免職	R8. 3. 23	令和7年7月から令和8年2月にかけて、学級費や学校給食費など自身が担当 する複数の学校会計の口座から、校長印を無断で使用して16回に渡って現金を 引き出すとともに、校内に一時的に保管されていた現金と併せて、総額1,91 8,270円を横領したものである。
市町村立小学校校長 (南会津地区 50代 男性)	減給3月	R8. 3. 23	当該教育委員会が定めた学校徴収金等の取扱に従わず、管理職として、学校会 計の定期点検の実施と通帳及び公印の管理を適切に行わないなど、学校会計に係 る校内体制の整備及び指導監督に著しく適正を欠いたことにより、所属職員によ る横領を招いたものである。
市町村立小学校教頭 (南会津地区 50代 女性)	戒告	R8. 3. 23	管理職として、学校会計の定期点検を実施しないなど、学校会計に係る指導監 督に著しく適正を欠いたことにより、所属職員による横領を招いたものである。
県立高等学校教諭 (いわき地区 40代 男性)	減給1月	R8. 3. 23	令和6年8月中旬から令和8年1月上旬にかけて、営利企業への従事等が制限 されることを認識しながら、短時間かつ単発のアルバイトを募集するサービスを 使用して計158回のアルバイトを行い、総額774,060円の報酬を得た。 また、上記期間のうち、令和7年2月21日(金)には、職務に専念する義務を 免除された時間の一部の時間帯にアルバイトを行い、報酬を得たものである。